

○厚生労働省告示第二百二十号
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成二十八年厚生労働省告示第六十四号）の全部を改正する告示を次のように定める。
 令和三年六月七日
 厚生労働大臣 田村 憲久

日本薬局方
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方を次のように定める。
 （次のよう）は省略し、この告示による改正後の日本薬局方の全文を厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する方法により公表する。）
 附 則

（適用期日）
 第一条 この告示は、告示の日（次条及び第三条において「告示日」という。）から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品であつて告示日において現に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（告示日の前日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生労働省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という。）を含む。）については、令和四年十二月三十一日までの間は、旧薬局方で定める日本名及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は、この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）とみなすことができるものとする。

第三条 新薬局方に収められている医薬品（旧薬局方に収められていたものを除く。）であつて告示日において現に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、令和四年十二月三十一日までの間は、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

第四条 新薬局方に収められている医薬品については、令和六年六月三十日までの間は、旧薬局方で定める日本別名を新薬局方で定める名称とみなすことができるものとする。

第五条 新薬局方に収められている医薬品については、令和六年六月三十日までの間は、通則三十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省告示第二百二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生労働省告示第百四号）の一部を次の表のように改正する。
 令和三年六月七日
 厚生労働大臣 田村 憲久
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
製造販売の承認を要しない医薬品	基準	製造販売の承認を要しない医薬品	基準
次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品	日本薬局方	次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品	日本薬局方
一～二十七（略）		一～二十七（略）	

二十八 コホピドン	(新設)
二十九～百二十三 (略)	
	二十八～百二十二 (略)

○厚生労働省告示第二百二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十條第一項第七号及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六條第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十條第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六條第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正する。
 令和三年六月七日
 厚生労働大臣 田村 憲久
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
一 (略)	一 (略)
二 次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品 1～26 (略)	二 次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品 1～26 (略)
27 コホピドン	27 (新設)
28～116 (略)	27～115 (略)

○農林水産省告示第九百五十六号

農業取締法のの一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）第二条の規定による改正前の農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和二年七月八日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定により公告する。
 令和三年六月七日
 農林水産大臣 野上浩太郎

登録番号	農 業 の 種 類	農 業 の 名 称	製 造 者 又 は 輸 入 者 の 氏 名 及 び 住 所
24402	フルピロリドン・プロン ナゾール錠剤	日産オージェマトリ ナゾール錠剤	東京都中央区京橋二丁目4番16号 日産化学株式会社 取締役社長 木下小次郎
24403	フルピロリドン・プロン ナゾール錠剤	オージェマトリナゾ ール錠剤	東京都中央区京橋二丁目4番16号 Meiji Seika ファルマ株式会社 代表取締役社長 小林大吉郎
24404	ターバシル・チナチウ ロン・DCMU錠剤	ロイトウエイV3錠剤	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 保土会ファクトリー株式会社 代表取締役 西川範夫
24405	ターバシル・チナチウ ロン・DCMU錠剤	ネコソギエースV3粒 剤	東京都台東区上野一丁目19番10号 ノボ一薬品株式会社 代表取締役 健一
24406	イーメチルシクロプロ ペンゲン蒸剤	スマートフレッシジュ ロクダフヤ	東京都渋谷区東一丁目28番6号一1102 フクロフレッシ・シヤパン合同会社 職務執行者 ジェン・ホン・ユン
24407	フイオキシニル乳剤	フクチナールB乳剤	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 ハニエルフロッツアイエフ株式会社 代表取締役 ハーラルト・フリンツ